

こ保運第3944号
令和2年2月28日

認可外保育施設設置者様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（通知）

日ごろから、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの国内感染拡大防止について、認可保育所等に対して別添の通知を発出しましたので、参考までに通知を送付します。

なお、施設職員、児童、保護者が新型コロナウイルス感染症の感染者と診断された場合などは、速やかに施設の所在する区こども家庭支援課に情報提供をお願いします。

担当

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 古賀、鈴木
電話 045-671-3564

こ保運第3944号
令和2年2月28日

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（通知）

日ごろから、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの国内感染拡大防止について、厚生労働省から2月27日付「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」（別添）が発出されました。これらを受け、改めて、保育所等については、原則として以下のとおり開園していただきますようお願いいたします。

1 保育所等（※）の開園について

国は、小学校、中学校、高等学校等について臨時休業の要請を行いました
が、「保育所については保護者が働いており、家に1人であることができない
年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なる
ものであることから、感染の予防に留意したうえで原則として開所していただ
くようお願いしたい。」としていますので、原則として開園していただくよ
うお願いします。

※保育所等：保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業
所内保育事業、横浜保育室。以下同じ

(1) 開園についての留意事項

厚生労働省2月25日付通知「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」のとおり、「感染した子どもが発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合」は、市から臨時休園の要請を行う場合があります。引き続き、施設職員、児童、保護者が新型コロナウイルス感染症の感染者と診断された場合などは速やかに区こども家庭支援課に連絡してください。

(2) 開園に当たっては、引き続き、「保育所における感染症対策ガイドライン」（2月27日付通知「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）」参照）の例により、十分に感染拡大防

止の措置を行ってください。

2 各施設において行われる事業の一部中止

各施設において行われる、子育て支援事業（※）などの施設関係者以外を対象とした事業については、当面の間中止してください。

なお、一時保育、休日保育、病後児保育、土曜共同保育については、引き続き実施してください。

※子育て支援事業などの例

園庭開放、交流保育、施設開放

【補足事項】

- (1) 本通知に従って中止を決定した事業については、補助金等の減算対象としないよう、こども青少年局として関連部署と調整を進めております。取扱いが確定しましたら改めて通知します。
- (2) 電話等で代替できる事業については必要に応じて代替措置の検討をお願いします。
- (3) 園外活動を制限するものではありませんが、年長児交流などの他園の児童との交流は極力控えるようにしてください。

3 これまでに発出した通知について

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-
yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-
yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html)

に掲載しています。

※右のQRコードも使用可能です。



連絡先

こども青少年局保育・教育運営課

公立園について：稲村 045-671-2396

その他：古賀、鈴木 045-671-3564

事 務 連 絡
令和2年2月27日

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等
の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

（保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

（放課後児童クラブについて）

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。

4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。